

鈴鹿市住居表示に関する条例施行規則 [地域課]

(昭和47年10月4日 規則第12号)

改正 昭和54年 1月20日規則第 2号
平成 6年 3月29日規則第19号
平成12年 6月 1日規則第41号
平成13年 6月22日規則第30号
平成14年 4月 1日規則第40号
平成20年 3月14日規則第 4号

(趣旨)

第1条 この規則は、鈴鹿市住居表示に関する条例（昭和47年鈴鹿市条例第23号）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(住居表示台帳)

第2条 住居表示の適正を期するため、市に住居表示台帳を備えなければならない。

2 住居表示台帳は、縮尺500分の1とし、街区ごとに作成しなければならない。

3 市長は、関係人から請求のあったときは、前項の住居表示台帳又はその写しを閲覧させなければならない。

(街区、住居番号表示板の整備)

第3条 すでにつけられた街区、住居番号表示板が著しく破損又はその他の理由で付け替えを必要とする場合は、関係人は速やかに再付定の申請を市長にしなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、住居表示台帳に基づいて、また必要があれば実地に調査して、当該表示板を新しく付定しなければならない。

(街区, 住居番号表示板の様式等)

第4条 街区及び住居番号表示板の様式は, 第1号様式 (省略) によるものとする。

(文書の様式)

第5条 次の各号に掲げる文書の様式は, 当該各号の定めるところによる。

(1) 住居番号申請書 第2号様式 (省略)

(2) 決定通知書 第3号様式 (省略)

(町名表示板)

第6条 市長は必要に応じて, 町名表示板を交付することができる。

2 町名表示板の様式は, 第4号様式 (省略) によるものとする。

3 前項の町名表示板は, 住居番号表示板に接し, その左側に付するものとする。

(枝番号表示板)

第7条 市長は必要に応じて, 枝番号表示板を交付することができる。

2 枝番号表示板の様式は, 第5号様式 (省略) によるものとする。

3 前項の枝番号表示板は, 住居番号表示板に接し, その右側に付するものとする。

附 則

この規則は, 公布の日から施行する。

附 則 (昭和54年1月20日規則第2号)

この規則は, 公布の日から施行する。

附 則 (平成6年3月29日規則第19号)

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の鈴鹿市住居表示に関する条例施行規則により調製した様式で現に残存するものは、当分の間、なお使用することができる。

附 則（平成12年6月1日規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年6月22日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年4月1日規則第40号）

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この規則中第1条、第3条、第6条から第8条まで、第10条から第14条まで及び第19条の規定については、この規則の施行前に改正前のそれぞれの規則に基づいて調製した様式で現に残存するものは、この規則施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成20年3月14日規則第4号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。